（ 表 ）　　　　　　　　　　　５７

　　　　　　　　　　ポスター作成証明書

　次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

　　　令和 ６ 年 ６ 月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和６年６月９日執行

　　　　　　　　　　　　　　　　　 福知山市議会議員補欠選挙

　　　　　　　　　　　　　　　　　 候補者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ポスター作成業者  の氏名又は名称  及び住所  （法人にあっては、その代表者の氏名 も記入すること） | 氏名又は名称 |  |
| 住 所 |  |
|  |  | |
| 作成枚数 | 枚 | |
| 作成金額 | 円 | |
| 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数 | **４１４**　　　　　　か所 | |

　（裏面を参照のこと）

（ 裏 ）

１　この「証明書」は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　ポスター作成業者が福知山市に支払を請求するときは、この「証明書」を「請求書」　に添付してください。

３　この「証明書」を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、福知山市に支払を請求することができません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

　　　【単価の限度額】

　　　　　　　　　541円31銭×ポスター掲示場の数＋316,250円

単価 ＝

　　　　　　　　　　　　　　 ポスター掲示場の数

　　　　　　　　　541円31銭×414か所＋316,250円

＝　　　　　　　　　　　　　　　　　＝ 1,305.19

　　　　　　　　　　　　　　414か所

≒　 1,306円

* １円未満の端数は切り上げ

単価　×　確認された作成枚数　＝　限度額

　　 1,306円　×　414枚　＝　540,684円（上記単価による計算）　　　①

　　　　　　1,000円　×　414枚　＝　414,000円（実費額）　　　　　　　　　②

|  |
| --- |
| （注）　公費負担額は、①と②のいずれか少ない金額です。 |